

山梨県公報

第三百十四号

令和四年

九月五日

月 曜 日

目次

○道路の区域変更(五件).....	四八五
○随意契約の相手方の決定について.....	四八六
○土地改良区役員の退任及び就任.....	四八七
○公共測量の実施.....	四八七
公安委員会	
○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則.....	四八七

告示

山梨県告示第百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から令和四年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十一号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
先から 斐崎市小田町小田川字堰東一二六七番一地	旧	七・五	三四六・八
		十二・七	

斐崎市小田町小田川字切石一九七八番地先まで

新 十三・六

二二・三

三四六・八

山梨県告示第百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から令和四年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 箕輪須玉線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市須玉町穴平字宮田五五四番一地从先	旧	四・九	八五一・四
から		十四・三	
北杜市須玉町若神子字御所前二番一地从先	新	四・九	八五一・四
で		三六・八	
	新	六・七	八四一・一
		六三・一	

山梨県告示第百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から令和四年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区間 甲府市中央四丁目五六四番二地先から 甲府市中央四丁目六六〇番地先まで	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	一一・二 一・二	一一一・四
新	一八・〇 二八・九	一一一・四	

山梨県告示第二百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和四年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区間 大月市七保町瀬戸字大沢三二四七番一地从 から 大月市七保町瀬戸字唐沢三二六五番五地先 まで	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	二二・四 三六・四	二〇七・四
新	一三・〇 五二・二	二〇七・四	

山梨県告示第二百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和四年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十三号
- 三 道路の区域

区間 南都留郡道志村字中沢一三六五番一地从 先 から 南都留郡道志村字中沢一三五一番一地从 先 まで	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	一〇・二 九四・五	八一・二
新	一〇・二 九九・〇	八一・二	

公 告

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年九月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 山梨県情報セキュリティクラウド運用管理業務
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年七月一日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社 Y S K e i c o m
 - (二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号
- 五 契約金額 四千三百七十二万六千九百一円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県情報セキュリティクラウド構築業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、田富町土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和四年九月五日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	田中久雄	一 中央市東花輪千八百七十九番地	令和四年四月八日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	望月智	中央市西花輪千三百十一番地一	令和四年四月九日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡東建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和四年九月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 甲州市塩山竹森地内外
- 三 測量の期間 令和四年八月三日から令和五年一月三十一日まで

公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年九月五日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三南アルプス警察署の部芦安警察官駐在所の項中「南アルプス市芦安芦倉七六九」を「南アルプス市芦安安通五五一番地一」に改める。

附 則

この規則は、令和四年九月十三日から施行する。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番